

# 高知県農業技術センター茶業試験場における公的研究費等を用いた研究の不正防止計画

制定 令和7年12月9日  
高知県農業技術センター茶業試験場  
総括責任者（場長）

## 1. 趣旨

この計画は、「高知県農業技術センター茶業試験場における公的研究費の管理・監査に関する基本方針」及び「高知県農業技術センター茶業試験場における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を実効的に運用するため、具体的な実施事項を定めるものである。

## 2. 機関内の責任体系

### (1) 総括責任者

場長を総括責任者とする。総括責任者は、機関全体を統括し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、その実施を統括する権限と責任を有する。

### (2) 管理責任者

チーフ（研究企画担当）を管理責任者とする。管理責任者は、総括責任者を補佐し、機関全体における不正防止策の実施を統括する実質的な権限と責任を有する。

### (3) 研究倫理教育責任者

チーフ（研究企画担当）を研究倫理教育責任者とする。研究倫理教育責任者は、機関に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的かつ継続的に実施する責任を有する。

## 3. 適正な運営・管理の基盤となる環境整備

### (1) 研究費の事務処理に関するルール

研究費の事務処理は、地方自治法、高知県旅費に関する条例、高知県会計規則及び高知県会計事務処理要領に基づき、適正に執行する。

### (2) 研究費の事務処理に関する権限と責任

研究費の事務処理に関わる構成員の権限と責任は、別途定める「経理執行体制」において明確にする。

### (3) 構成員の意識向上

ア. 総括責任者及び研究倫理教育責任者は、機関の全職員を対象として、公的研究費の適正な使用に関する研修会等を定期的に実施する。

イ. 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員から、法令等を遵守する旨を記した誓約書の提出を求める。誓約書を提出しない者は、公的研究費の使用に関わることはで

きない。

ウ. 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が遵守すべき行動規範を策定し、周知徹底する。

#### 4. 不正に係る告発の取扱い及び調査体制

##### (1) 告発等の受付窓口

不正行為に関する告発等の受付窓口を設置し、その責任者をチーフ（研究企画担当）とする。

##### (2) 告発等の対象及び受理

ア. 告発は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により受け付ける。

イ. 告発の対象は、研究活動における不正行為（研究成果の捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等）及び研究費の不正使用（私的流用、目的外使用等）とする。

ウ. 告発は、原則として顕名とし、次の事項を明示し、かつ、不正と判断する合理的な理由を示すこととする。

- ・不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称

- ・不正行為の具体的な態様

- ・その他事案の内容が分かる事項

エ. 匿名による告発であっても、相当の理由があると認められる場合は、総括責任者と協議の上、これを受理することができる。

オ. 告発が受理された場合、告発者がその事実を知り得ない状況にあるときは、告発が匿名である場合を除き、告発者に受理した旨を通知する。

##### (3) 不正行為に係る調査

不正行為の疑いが生じた場合の調査は、「高知県農業技術センター茶業試験場における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、速やかに実施する。

#### 5. 研究費の適正な運営・管理活動

##### (1) 不正取引に関与した業者への対応

不正な取引に関与した業者に対しては、「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき、厳正に対処する。

##### (2) 発注・検収業務におけるチェック体制

発注・検収業務は、「高知県会計規則」及び「高知県会計事務処理要領」に基づき、当事者以外の複数名によるチェック体制を確保する。また、前年度に160万円以上かつ10回以上の取引がある業者に対しては、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。

##### (3) 旅費及び賃金執行におけるチェック体制

旅費及び賃金の執行におけるチェック体制は、別途定める「経理執行体制」による。

## 6. モニタリング体制

### (1) 内部監査

研究倫理教育責任者は、所管する研究課題について、研究費が適正に執行されているかを確認するため、定期的な内部監査を実施する。

### (2) 外部監査

高知県監査委員による監査及び高知県会計管理課による会計検査を適切に受け入れ、指摘事項に対しては速やかに改善措置を講じる。